

飲食店に
消火器の設置が
必要です

消火器の設置が必要となる日
2019年10月1日～

消防法の改正により、来年の10月1日から全ての飲食店に消火器の設置が義務化されます。また、設置された消火器は半年ごとの点検および1年ごとの消防署への点検結果報告が必要になります。



- 対象／火を使用する設備または器具を設けた全ての飲食店（防火上有効な措置が講じられたものを除く）
- 問合せ／消防本部予防課（☎87-1512）へ

消防赤坂分署の新庁舎完成

平成29年7月から建替え工事を実施していた消防赤坂分署が完成＝写真＝し、10月1日から運用を開始します。非常用発電設備を備えるなど災害対応拠点としての機能を強化しました。



なお、同署の管轄区域、住所および電話番号に変更はありません。詳しくは、消防本部総務課（☎87-1511）へ。

お気軽に
ご相談ください

▶法の日無料相談

- *とき／10月10日(水) 午前9時30分～午後3時30分
- *ところ／市役所仮庁舎(弘光舎)4階多目的ホール
- *相談内容／多重債務の整理、裁判手続き、成年後見、登記、土地の境界、相続、公正証書
- *相談員／司法書士、土地家屋調査士、行政書士、公証人など
- *問合せ／まちづくり推進課（☎47-8548）へ

▶一日合同行政相談

- *とき／10月26日(金) 午前10時～午後3時
- *ところ／市役所仮庁舎(弘光舎)4階多目的ホール
- *相談内容／専門家による登記、人権問題、税金、雇用、労災、年金、消費生活など
- *問合せ／岐阜行政監視行政相談センター（☎058-246-4411）へ




審議会のお知らせ

森林管理委員会	担当：農林課（☎47-8629）
10月19日(金) 13:30～15:30	市役所仮庁舎(弘光舎)4階 会議室
・大垣市森林整備計画について ほか	

健康診査で自分の健康を守ろう

市は、下表のとおり健康診査を実施しています。対象者には受診票を送付しています。受診票が届いたら、市の指定医療機関へ事前に電話で予約し、受診票と保険証を持って受診してください。

	国保特定健康診査 <40～74歳>	ぎふ・すこやか健診 【後期高齢者健康診査】	ぎふ・さわやか口腔 健診【後期高齢者口腔健康診査】
目的	メタボリックシンドロームの早期発見	生活習慣病の早期発見と重症化予防	口腔機能低下や肺炎などの疾患予防
対象	4月1日から健診当日まで国民健康保険に加入している人で、昭和18年9月1日～昭和54年3月31日生まれの人	平成30年8月31日時点で後期高齢者医療保険に加入している人	
検査項目	問診、身体計測、身体診察、血圧測定、血液検査、尿検査、COPD健康調査など ※医師が必要と認めた場合、心電図検査と眼底検査を実施	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査など ※医師が必要と認めた場合、心電図検査を実施	問診、歯の状態、そしゃく能力、舌機能、嚥下(飲み下す)機能など
費用	1,000円	500円	200円
最終受診期限	平成31年1月31日(木)	平成31年1月23日(水)	
問合せ	窓口サービス課国民健康保険グループ（☎47-8132）	窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）	

※国保特定健康診査について、対象者で未受診の人には、10～11月に市が委託した特定健診受診勧奨センター（☎0120-947-219）から、電話をする場合があります

川と海のクリーン大作戦

10/21
(日)

木曾三川流域や伊勢湾沿岸の市町村が「川と海のクリーン大作戦」と題した一斉清掃を行います。

市内では、揖斐川・杭瀬川・長良川・牧田川の堤防や河川敷の清掃を行いますので、ぜひご参加ください。

詳しくは、治水課（☎47-8726）へ。

- ▶とき／10月21日(日) 午前8時～9時(受付：午前7時30分～)
- ※雨天中止

- ▶持ち物／軍手 ※ごみ袋は配布

集合場所
津村町(津布良公園東河川敷)
東町(国道21号新揖斐川橋下流)
大村(大垣江南線大安大橋下流河川敷)
馬の瀬町(川並小学校前河川敷)
今福町(名神高速道路橋梁下流)
浅西(鷺森排水機場)
墨俣町墨俣(犀川橋東)
墨俣町上宿(上宿橋東)
墨俣町下宿(下宿橋東)
上石津町乙坂(携帯電話基地局東)

—10月1日は「浄化槽の日」—

浄化槽は正しく管理しましょう!

3つの義務を守りましょう!

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染や悪臭の発生などを招きます。良好な環境を維持するため、浄化槽を使用している人は、次の3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

<法定検査>

毎年1回、保守点検とは別に、水質に関する検査(11条検査)がすべての浄化槽に必要です。また、浄化槽を新設・入れ替えた場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査(7条検査)が必要です。

<保守点検>

浄化槽の正常な機能を維持するためには、定期的な保守点検が必要です。

<清掃>

浄化機能を損なわないためには、年1回(全ばっ気方式の浄化槽は年2回)の清掃が必要です。

ご利用ください! 便利な制度

3つの義務を一括して委託できる「浄化槽らくらく一括契約」が便利です。なお、この契約をすれば、次の2つの制度も無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。

<岐阜県浄化槽生涯機能保証制度>

岐阜県浄化槽連合会が、浄化槽機能の修理を保証する制度です。

<みず再生施設認定制度>

岐阜県環境管理技術センターが、合併処理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを認定する制度です。

浄化槽を使わなくなった時には

建物の取り壊しや下水道への切り替えなどで、浄化槽を廃棄するときには、浄化槽の最終清掃が必要です。

また、浄化槽の廃止には「浄化槽使用廃止届出書」の提出も必要です。

【問合せ】

環境衛生課（☎47-8574）へ

